

# 若手社員等合同研修会実施委託業務 プロポーザル審査要領

若手社員等合同研修会実施委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

## 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「若手社員等合同研修会実施委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

## 2 審査の項目及び点数

総合点数は100点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- |              |       |
|--------------|-------|
| (1) 実施方針     | (10点) |
| (2) 企画提案実施能力 | (70点) |
| (3) 業務遂行能力   | (15点) |
| (4) 積算の妥当性   | (5点)  |

## 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時・場所  
令和8年5月14日（木）午後・高知県職員能力開発センター3階研修室  
※プロポーザル参加者へは、別途通知します。
- (2) プレゼンテーション  
ア プレゼンテーションの時間と順番は別途お知らせいたします。  
(プレゼンテーションは15分、質疑応答15分程度を予定)  
イ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

## 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査の終了後に、各審査委員の審査結果を集計し、審査委員の評価の平均点数が60点以上の企画提案書について、審査による得点が上位の者から順に契約の相手方の候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員会において協議のうえ、候補者と次点者を選定します。

## 審査基準

番号	審査項目	審査の視点	配点	合計
1	実施方針	本業務の趣旨について、十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。	10点	10点
2	企画提案 実施能力	<b>【全体企画内容】</b> 仕様に掲げる業務目的を達成できる実施方法となっているか。 ・仕様書の内容について、全て提案されているか。 ・企画提案の内容は、妥当性や具体性がある内容となっているか。	20点	70点
		<b>【カリキュラムの内容】</b> 県内の企業・団体が職員、従業員を積極的に送り出したい（参加させたい）と思えるカリキュラムの内容になっているか。 ・対象者の年齢やキャリアを考慮した内容となっているか。 ・県内の既存研修との重複を考慮しているか。 ・各カリキュラムの講師（候補者）について、カリキュラムの内容に沿った魅力的な提案となっているか。	30点	
		<b>【交流の促進】</b> 研修会のカリキュラムを通じて、受講者同士の交流が促進されるような工夫がされているか。 懇親会において、受講者同士の交流が促進されるような工夫がされているか。	20点	
3	業務遂行 能力	組織体制や人員などの実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制か。 確実に業務遂行が可能な全体スケジュールとなっているか。	10点	15点
		類似業務（研修・イベント業務等）の経験や知見が豊富であり、本業務を効果的に遂行する十分な業績を有しているか。	5点	
4	積算の 妥当性	提案内容を実現するための経費が漏れなく計上されており、積算根拠・委託費総額等は妥当か。	5点	5点
合計				100点

